

## 板倉町 端末整備・更新計画

|                     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| ① 児童生徒数             | 831     | 774     | 715     | 662     | 624    |
| ② 予備機を含む<br>整備上限台数  | 956     | 890     | 107     | 46      | 3      |
| ③ 整備台数<br>(予備機除く)   | 0       | 715     | 0       | 0       | 0      |
| ④ ③のうち<br>基金事業によるもの | 0       | 715     | 0       | 0       | 0      |
| ⑤ 累積更新率             | —       | 92.4%   | 100.0%  | 108.0%  | 114.6% |
| ⑥ 予備機整備台数           | 0       | 106     | 0       | 0       | 0      |
| ⑦ ⑥のうち<br>基金事業によるもの | 0       | 106     | 0       | 0       | 0      |
| ⑧ 予備機整備率            | —       | 14.8%   | —       | —       | —      |

※①～⑧は、未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

令和 7 年度において、全端末を更新し、令和 8 年度当初より使用する予定です。スケールメリットを最大限に生かすため一括して調達を行うこととします。

また、予備機については、各小中学校における児童生徒数の 15%にあたる台数を整備します。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,097台(1台紛失)

○処分方法

・更新時の既存端末のうち使用可能な端末を学習用端末の予備として活用：30台

・小型家電リサイクル法の認定業者に再使用・再資源化を委託：1,067台

○端末のデータの消去方法

・再利用する端末は自治体の職員及びICT支援員が行います。

・その他は処分事業者へ委託します。

○スケジュール

令和 7 年 12 月 処分事業者 選定

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年 9 月以降 使用済み端末の事業者への引渡し